

令和2年4月1日施行の民事執行法改正により、
入札制度が変わりました。

- 暴力団員等や、役員に暴力団員等がいる法人は、買受人となれません。
- 暴力団員等から資金の提供を受けた個人・法人は、買受人となれません。

入札時には、

暴力団員等に該当しない旨の陳述書※1

が入札書ごとに必要になります。※2、※3

なお、宅地建物取引業者の場合は、

宅地建物取引業の免許証の写し

を、併せて提出してください。

(宅地建物取引業の免許証の写しを提出した方については、暴力団員等に該当する
か否かについて警察への調査の嘱託が行われません。)

※1 陳述書には、個人用、個人（法定代理人）用、法人用があります。

※2 入札時に提出がないと入札無効となります（追完不可）。

※3 記載に不備があった場合、入札が無効になる場合があります。

①住民票や代表者事項証明書等のとおり、正確に記載してください。

②自己資金で入札する場合は、陳述書1枚目の陳述欄の「自己の計算において」で始まる文の冒頭にある口をチェックしてはいけません。

「自己の計算において本人に買受けの申出をさせようとする者」とは、買受申出人に資金を渡すなどして買受けをさせようとする者をいいます。他人から資金の提供を受けて入札する場合は、ここにチェックを入れ、別紙「自己の計算において買受けの申出をさせようとする者に関する事項」を添付する必要がありますが、自己の資金で入札する場合に誤ってチェックをした場合でも、別紙が添付されていないことによって、形式的に不備のある陳述書として、入札無効になる場合があります。

期 間 入 札 の 公 告

令和 8 年 2 月 16 日

広島地方裁判所福山支部

裁判所書記官 段 代 俊 則

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和 8 年 3 月 4 日 午前 9 時 00 分から 令和 8 年 3 月 10 日 午後 5 時 00 分まで
開札期日	日 時 令和 8 年 3 月 13 日 午前 10 時 00 分 場 所 広島地方裁判所福山支部売却場
売却決定 期日	日 時 令和 8 年 4 月 2 日 午後 3 時 00 分 場 所 広島地方裁判所福山支部
特別売却 実施期間	令和 8 年 3 月 18 日 午前 9 時 00 分から 令和 8 年 3 月 18 日 午後 4 時 00 分まで
買受申出の保証の 提供方法	下記のいずれかによる。 (1) 当裁判所の預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書。 (2) 銀行、損害保険会社、農林中央金庫、商工組合中央金庫、全国を地区とする信用金庫連合会、信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書。
買受申出の資格の 制限 (民事執行規則 33 条)	☆印を付した物件は農地であるので、権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者に限り、買受申出をすることができます。
一般の閲覧に供するため、物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを令和 8 年 2 月 16 日から当庁物件明細書等閲覧室に備え置きます。	

物 件 目 録

- 1 所 在 府中市府中町字横井
地 番 87番1
地 目 宅地
地 積 181.25平方メートル
- 2 所 在 府中市府中町字横井87番地1
家屋 番号 1378番
種 類 居宅
構 造 木造瓦葺2階建
床 面 積 1階 39.66平方メートル
2階 39.66平方メートル
(現況)
床 面 積 1階 約42.09平方メートル
2階 39.66平方メートル
(附属建物)
符 号 1
種 類 炊事場
構 造 木造瓦葺平家建
床 面 積 19.83平方メートル
(現況)
種 類 居宅
床 面 積 約30.33平方メートル



物 件 明 細 書

令和 8年 1月23日

広島地方裁判所福山支部

裁判所書記官 段 代 俊 則

1 不動産の表示

【物件番号1, 2】

別紙物件目録記載のとおり

2 売却により成立する法定地上権の概要

なし

3 買受人が負担することとなる他人の権利

【物件番号1, 2】

なし

4 物件の占有状況等に関する特記事項

【物件番号2】

本件所有者が占有している。

5 その他買受けの参考となる事項

【物件番号1】

隣地(地番92番1)との境界が不明確である。

《 注 意 書 》

- 1 本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実等を記載したものであり、関係者の間の権利関係を最終的に決める効力はありません(訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります)。
- 2 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので、必ず、現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」も御覧ください。
- 3 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」を御覧ください。

- 4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意味内容は「公法上の規制の詳細説明」をご覧ください。
- 5 各種「詳細説明」は、閲覧室では通常別ファイルとして備え付けられています。



物 件 目 録

- 1 所 在 府中市府中町字横井
地 番 8 7 番 1
地 目 宅地
地 積 1 8 1 . 2 5 平方メートル
- 2 所 在 府中市府中町字横井 8 7 番地 1
家屋 番号 1 3 7 8 番
種 類 居宅
構 造 木造瓦葺 2 階建
床 面 積 1 階 3 9 . 6 6 平方メートル
2 階 3 9 . 6 6 平方メートル
(現況)
床 面 積 1 階 約 4 2 . 0 9 平方メートル
2 階 3 9 . 6 6 平方メートル
(附属建物)
符 号 1
種 類 炊事場
構 造 木造瓦葺平家建
床 面 積 1 9 . 8 3 平方メートル
(現況)
種 類 居宅
床 面 積 約 3 0 . 3 3 平方メートル



令和 7年（ケ）第 44号

令和 7年12月17日提出

現 況 調 査 報 告 書

広島地方裁判所福山支部

執 行 官 杉 原 弘 展

（注）チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

物 件 目 録

- 1 所 在 府中市府中町字横井
 地 番 8 7 番 1
 地 目 宅地
 地 積 1 8 1 . 2 5 平方メートル

- 2 所 在 府中市府中町字横井 8 7 番地 1
 家屋 番号 1 3 7 8 番
 種 類 居宅
 構 造 木造瓦葺 2 階建
 床 面 積 1 階 3 9 . 6 6 平方メートル
 2 階 3 9 . 6 6 平方メートル
 (附属建物)
 符 号 1
 種 類 炊事場
 構 造 木造瓦葺平家建
 床 面 積 1 9 . 8 3 平方メートル



2

そ の 他 の 事 項

本件土地周辺は法 14 条 1 項地図が整備されておらず、本件土地の地積測量図も本件建物の建物図面も備え置かれていない。このため、地図に準ずる図面、ブルーマップ、航空写真及び所有者の陳述並びに物件所在地の状況から土地建物位置関係図を作成し、これを本件土地のいっおの形状とした。

物件 1 の土地は、物件 2 の建物の敷地として利用されている。

物件 1 の土地は、その南東側を市道（92-3，89-3，88-2 は府中市の公衆用道路）に接面している。

物件 2 の建物 1 階トイレ部分が北東側隣地（92-1）に越境している可能性がある。

本報告書に添付した写真には、広角で撮影したものがある。

関 係 人 の 陳 述 等

陳 述 者 (当事者等との関係)	陳 述 内 容 等
■所有者	本件建物は、私が割烹として利用していましたが、令和 7 年 1 月に廃業し、現在は空き店舗となっています。 本件土地建物については何人との間にも貸借関係はありません。 本件土地の北東側の境界はブロック塀の北東側と聞いて購入しました。1 階トイレ部分が北東側隣地に出ていますが、北東側隣地の所有者からは直ちに収去してもらう必要はないと言われています。 本件土地では井戸を利用することもできますが、使用料に応じた下水利用料を支払う必要があります。

執 行 官 の 意 見

本件土地建物には、所有者の陳述に沿った占有が認められ、第三者の占有の表徴は観られなかった。

（注）チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所記載のとおり

調 査 の 経 過		
調 査 の 日 時	調 査 の 場 所 等	調 査 の 方 法 等
7年11月 1日 (土) 12:45-13:05	物件所在地	物件確認, 占有調査, 写真撮影
7年11月 4日		期日通知書兼賃貸借等照会書送付
7年11月11日	広島法務局福山支局	公図, 地積測量図, 建物図面, 登記事項要約書交付申請
7年12月 5日 13:45-14:30	物件所在地	物件確認, 占有調査, 写真撮影 所有者と面談

(特記事項)

☐ 令和 年 月 日
目的物件は不在で施錠されていると予想されたので, 立会人及び解錠技術者を同行して臨場した。

☐ 令和 年 月 日
目的物件は不在で施錠されていたので, 証人を立ち会わせ, 技術者に解錠させて建物内に立ち入った。

☐ 令和 年 月 日
休日・夜間執行許可の提示をした。

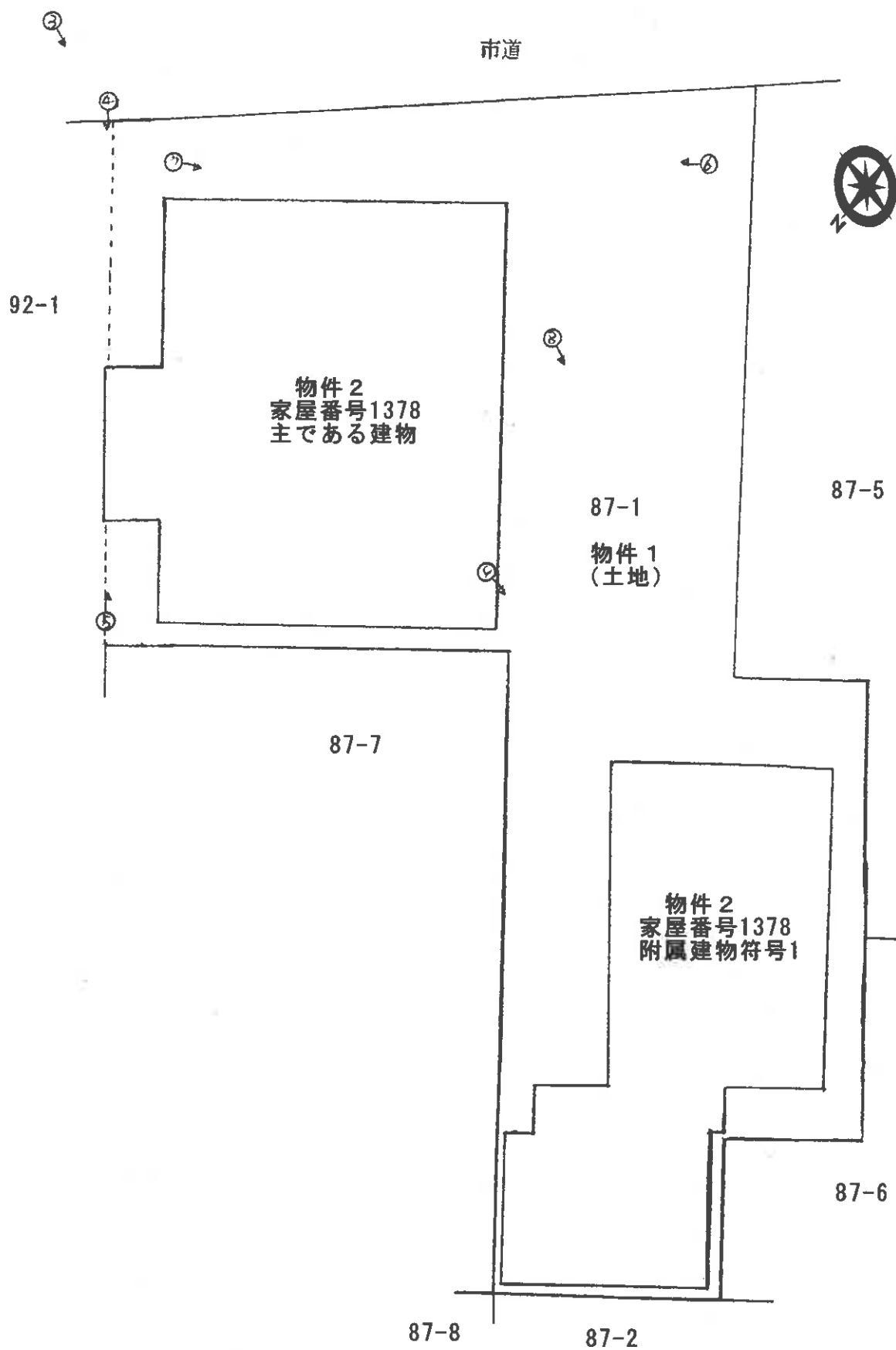
☐

(注) チェック項目中の調査結果は, 「■」の箇所記載のとおり

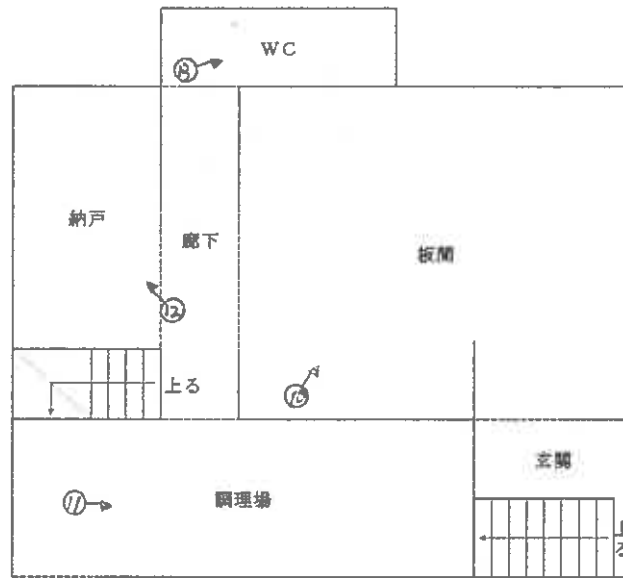
No. → 写真撮影位置・方向



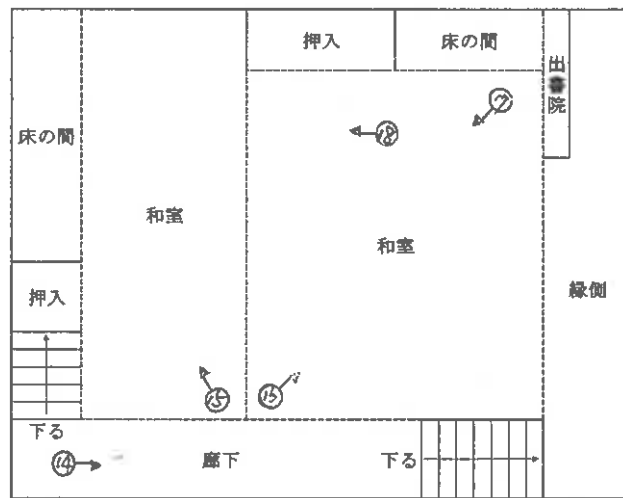
土地建物位置関係図



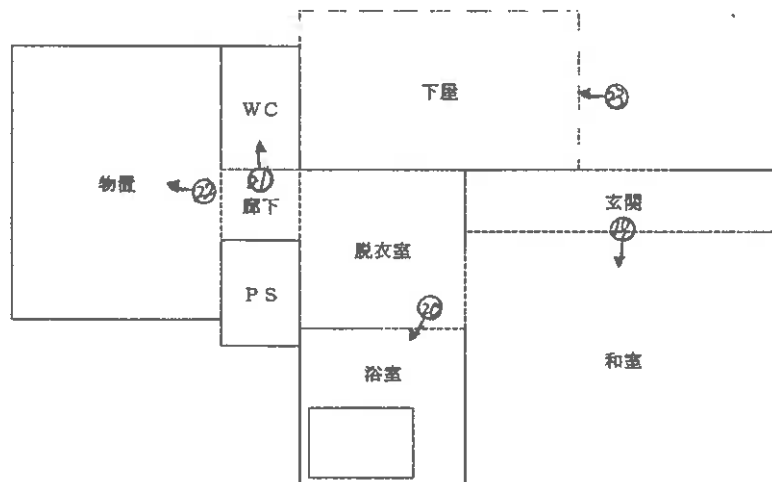
建物間取図



物件2 主である建物 1F



物件2 主である建物 2F



物件2 附属建物符号1 1F

写真1



写真2



写真3



写真4



写真5



写真6



写真7



写真8



写真9



写真 10



写真 11



写真 12



写真 13

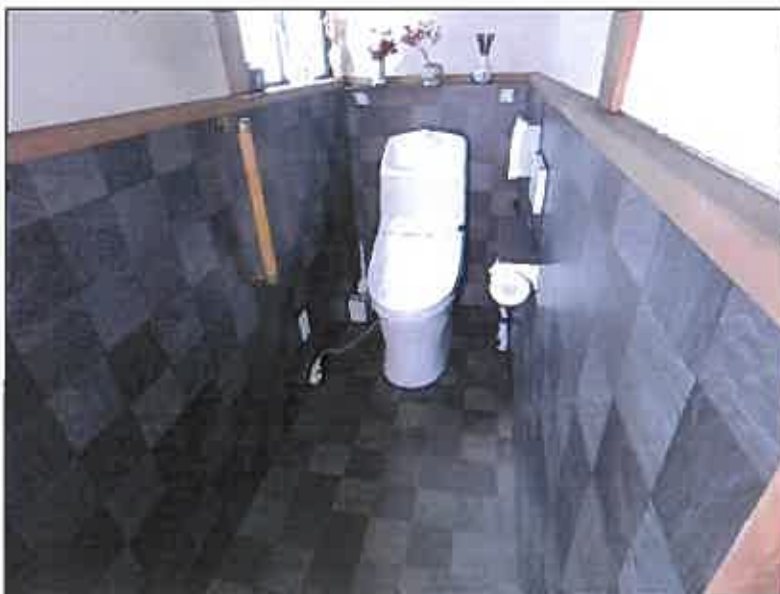


写真 14



写真 15



写真 16



写真 17



写真 18



写真 19



写真 20



写真 21



写真 22



写真 23



井戸用ポンプ

写真 24



令和 7 年(ケ) 第 44 号
令和 7 年 12 月 5 日 現地調査
令和 7 年 12 月 24 日 評 価

広島地方裁判所 福山支部

評 価 書

評価人 不動産鑑定士

廣瀬 啓文

第1 評価額

一 括 価 格	
金 2,402,000円	
内 訳 価 格	
物件1 (土地)	金 1,150,000円
物件2 (建物)	金 1,252,000円

- 1 一括価格は、物件1～2の各不動産について、一括売却（民事執行法61条本文）を行うことを前提とした場合の価格である。
- 2 内訳価格は、配当等の判断のために一括価格の内訳として算出した価格である。
- 3 物件1の内訳価格は物件2のための土地利用権等価格を控除した価格であり、物件2の内訳価格は当該土地利用権等付建物としての価格である。

第2 評価の条件

- 1 本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。
したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較しての競売不動産特有の各種の制約（売主の協力が得られないことが常態であること、内覧制度によるほかは買受希望者は物件内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続をとらなければならない場合があること、目的物の種類又は品質に関する不適合には担保責任がないこと等）等の特殊性を反映させた価格とする。
- 2 評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については原則として考慮していない。
- 3 現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。
- 4 物件に関する情報提供の内容は、民事執行法58条4項に定める場合を除いて、原則として公共機関で公開された資料に基づくものである。

第3 目的物件

現況欄に記載のない事項については、ほぼ登記記載と同じ。

番号	所 在 等	登 記	現 況
1	所在地 地目 地積	府中市府中町字横井 8 7 番 1 宅地 181.25m ²	同左
2	所 家 屋 番 号 種 類 構 造 床 面 積 (附属建物) 符 号 種 類 構 造 床 面 積	府中市府中町字横井 8 7 番地 1 1 3 7 8 番 居宅 木造瓦葺 2 階建 1階 39.66m ² 2階 39.66m ² 延べ 79.32m ² 1 炊事場 木造瓦葺平家建 19.83m ²	1階 約 42.09m ² 2階 39.66m ² 延べ 約 81.75m ² 居宅 約 30.33m ²
番号	特 記 事 項		
	特になし。		

第4 目的物件の位置・環境等

1 土地の概況及び利用状況等（物件1）

位 置 ・ 交 通	J R 福塩線「府中」駅 西方・直線距離約280m (別添「位置図」参照)		
付 近 の 状 況	住宅と事務所等が混在する地域。		
主 な 公 法 上 の 規 制 等 (道路の幅員等 の個別的な規制 を考慮しない一 般的な規制)	都 市 計 画 区 分 用 途 地 域 建 ぺ い 率 容 積 率 防 火 規 制 そ の 他 の 規 制	市街化区域 商業地域 80% 400% なし 宅地造成等工事規制区域	
画 地 条 件	規模 181.25 m ²	間口 約 11.4 m 奥行 約 21 m 形状 不整形 接面状況 中間画地	
接面道路の状況	南東側 約3.6m 舗装市道 高低差 ほぼ等高 (建築基準法第42条2項道路)		
土地の利用状況等	現状は物件2の建物が存する。 隣地は住宅、工場等。 目的外建物 なし。		
供給処理施設	上 水 道	接面道路の本管敷設 本物件内への引込	あり あり
	都市ガス	接面道路の本管敷設 本物件内への引込	なし なし
	公共下水	接面道路の本管敷設 本物件内への引込	あり あり
特 記 事 項	南西側及び北西側隣地より約1.2m低い。 画地内高低差約0.2mあり。 北東側隣地との境界が不明確である。 セットバックを要する。		

2 建物の概況及び利用状況（物件2）

区 分	物件2 主である建物
建築時期及び経済的残存耐用年数	建築年月日（登記記載）：不明 経 過 年 数：約 84 年と査定 経済的残存耐用年数：約 1 年
仕 様	構 造： 第3 目的物件欄記載のとおり。 屋 根： 第3 目的物件欄記載のとおり。 外 壁： 吹付等 内 壁： 砂壁、漆喰等 天 井： 底目天井等 床： 畳、板張等 設 備： 電気、給排水等 その他： 特になし
床面積（現況）	第3 目的物件欄記載のとおり。
現 況 用 途 等	現況用途：居宅 間 取 り：添付の附属資料「建物間取図（見取図）」のとおり。
品 等	劣る
保守管理の状態	劣る
建物の利用状況	現況調査報告書記載のとおり。
特 記 事 項	特になし。

区 分	物件 2 附属建物 符号 1
建築時期及び経済的残存耐用年数	建築年月日(登記記載)：不明 経 過 年 数：約 84 年と査定 経済的残存耐用年数：約 1 年
仕 様	構 造： 第 3 目的物件欄記載のとおり。 屋 根： 第 3 目的物件欄記載のとおり。 外 壁： 板張等 内 壁： 板張等 天 井： 化粧ボード、板張等 床： 畳、板張等 設 備： 電気、井戸等 その他： 特になし
床面積（現況）	第 3 目的物件欄記載のとおり。
現 況 用 途 等	現況用途：居宅 間 取 り：添付の附属資料「建物間取図（見取図）」のとおり。
品 等	劣る
保守管理の状態	劣る
建物の利用状況	現況調査報告書記載のとおり。
特 記 事 項	特になし。

第5 評価額算出の過程

1 基礎となる価格

(1) 建付地価格（物件1）

目的土地の建付地価格を次のとおり求めた。

番号	標準画地価格 (円/㎡) ア	個 別 格 差 イ	地積 (㎡) ウ	建付減価 エ	持分 オ	建付地価格(円) ア×イ×ウ×エ×オ
1	41,100	0.70	181.25	0.70	1	3,650,000

ア 標準画地価格

公示価格等からの下記規準価格を参考に、周辺取引事例等を検討のうえ査定した。

※標準画地を幅員約3.6m舗装市道に略等高接面する地積約180㎡程度の略整形な中間画地とした。

(標準画地はセットバックを要する画地と想定した)

地価公示価格（備後府中5-1）

公示価格等 (円/㎡) a	時点修正 b	標準化 補正 c	地域格差 d	規準価格(円/㎡) a×b×c×d
49,200	$\frac{97}{100}$	$\frac{100}{100}$	$\frac{100}{116}$	41,100

◇時点修正：公示価格等の価格時点から評価日までの推定変動率である。

◇標準化補正：必要なし。

◇地域格差：街路条件、交通接近条件、環境条件、行政的条件等を考量のうえ査定した。

イ 個別格差

形 状	0.85
隣地との高低差	0.85
画地内高低差	0.97
相乗積	0.70

ウ 地 積：登記数量による。

エ 建付減価：建物と敷地との適応の状態等を考慮した。

オ 持 分：共有持分(完全所有権の場合は1と表記)

(2) 建物価格

目的建物の再調達原価を、建物建築費の推移動向を考慮した標準的な建築費に比準して求め、これに耐用年数に基づく方法及び観察減価法を併用して求めた現価率を乗じて建物の価格を求めた。

番号	再調達原価 (円/㎡) ア	現況延床面積 (㎡) イ	現価率 ウ	建物価格(円) ア×イ×ウ×エ
2主である建物	150,000	81.75	0.01	123,000
2附属建物符号1	130,000	30.33	0.01	39,000
一括価格(合計)				162,000

ウ 現価率：

【物件2 主である建物】

経過年数 a	経済的残存 耐用年数 b	経済的全 耐用年数 a+b
84 年	1 年	85 年

残価率	観察減価
0 %	50 %

$$\text{現価率} = \left[\text{残価率} + (1 - \text{残価率}) \times \left(\frac{\text{経済的残存耐用年数}}{\text{経済的全耐用年数}} \right) \right] \times (100\% - \text{観察減価}) = 0.01$$

【物件2 附属建物 符号1】

経過年数 a	経済的残存 耐用年数 b	経済的全 耐用年数 a+b
84 年	1 年	85 年

残価率	観察減価
0 %	50 %

$$\text{現価率} = \left[\text{残価率} + (1 - \text{残価率}) \times \left(\frac{\text{経済的残存耐用年数}}{\text{経済的全耐用年数}} \right) \right] \times (100\% - \text{観察減価}) = 0.01$$

2 評価額の判定

前記により求めた価格に、土地については土地利用権等価格を控除し、建物については土地利用権等価格を加算し、さらに競売市場修正等を施して、下記のとおり評価額を求めた。

(1) 土地利用権等価格

番号	建付地価格(円)	土地利用権等割合	土地利用権等価格(円)
	ア	イ	ア×イ
1	3,650,000	0.50 法定地上権	1,825,000

イ 土地利用権等割合：土地利用権等を法定地上権と判定し、その割合を 50 %と査定した。

(2) 内訳価格及び一括価格

番号	基礎となる価格 (円)	土地利用権等価格 の控除及び加算 (円)	占有減 価修正	市場性 修 正	競売市場 修 正	評価額(円)
	ア	イ	ウ	エ	オ	(ア+イ)×ウ×エ×オ
1	3,650,000	－ 1,825,000		0.90	0.70	1,150,000
2	162,000	＋ 1,825,000	1.00	0.90	0.70	1,252,000
一括価格 (合計)						2,402,000

ウ 占有減価修正：必要なし。

エ 市場性修正：北東側隣地との境界が不明確である点等を考慮した。

オ 競売市場修正：第2 評価の条件欄記載の不動産競売市場の特殊性等を考慮した。

第6 参考価格資料

1 地価公示価格（備後府中5-1）

所 在 : 府中市府中町字永井25番3外
価 格 : 49,200円/㎡
位 置 : JR福塩線「府中」駅 西方 道路距離約150mに位置する。
価 格 時 点 : 令和7年1月1日
地 積 : 346㎡
供給処理施設 : 上水道・下水道
接 面 街 路 : 南側10.5m市道
用 途 指 定 等 : 商業地域（建蔽率80%、容積率400%）
地 域 の 概 要 : 小売店舗が建ち並ぶ駅前商業地域。

2 固定資産税評価額（令和7年度）

物件1 3,387,562 円 （1㎡当たり 18,690 円）、課税地積 181.25 ㎡
物件2 277,430 円 （1㎡当たり 2,823 円）、課税床面積 98.27 ㎡

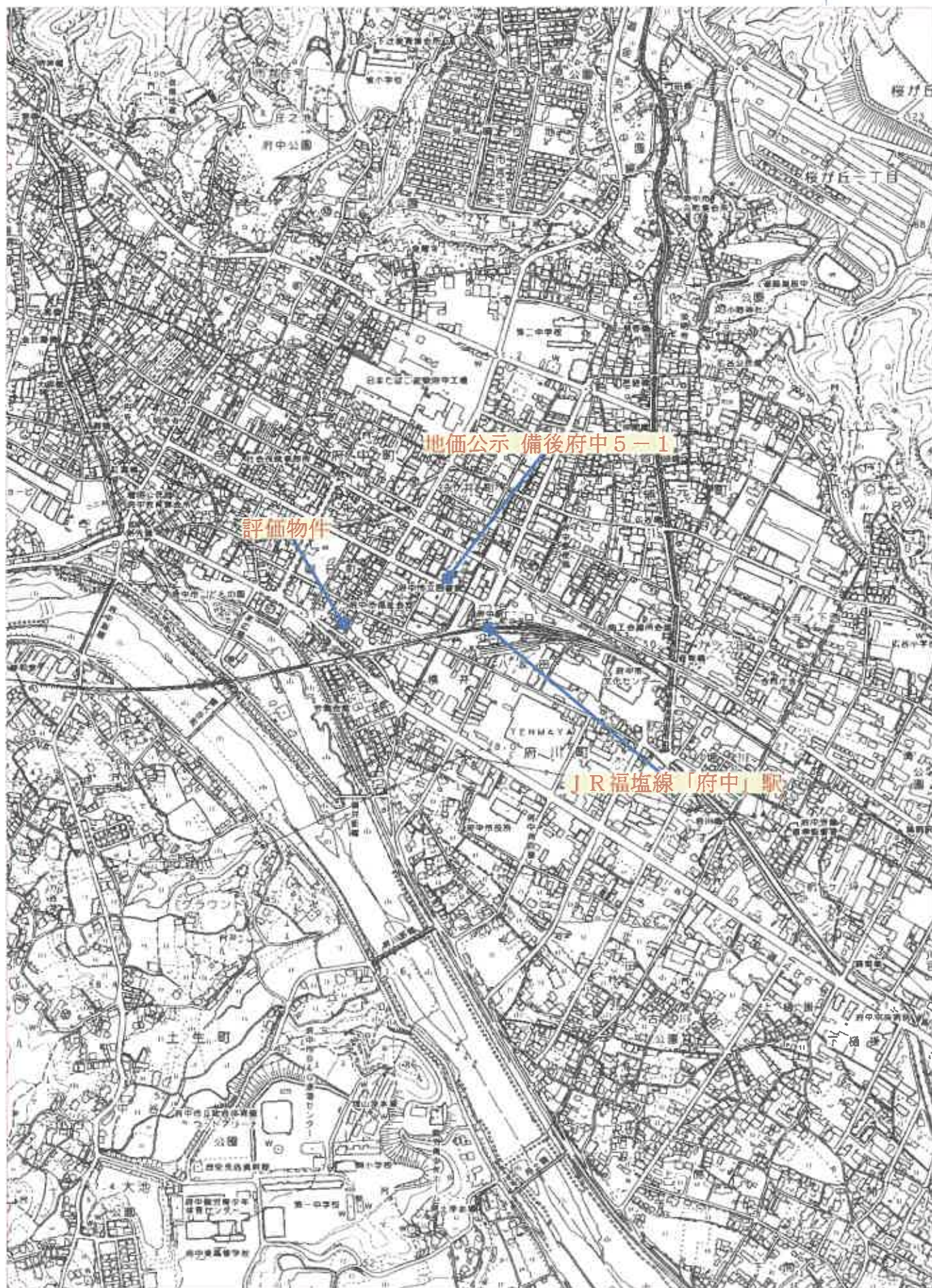
ここに掲げた参考価格資料は、当該不動産の評価額を算定するにあたって参考とした価格にすぎない。決定した評価額は不動産競売を前提とした価格であり、ここに掲げた額とは、その性質上異なる額である。

第7 附属資料

- 1 位置図（府中市「白図」縮尺 1/10,000）
- 2 公図写し（法務局備付）
- 3 建物間取図

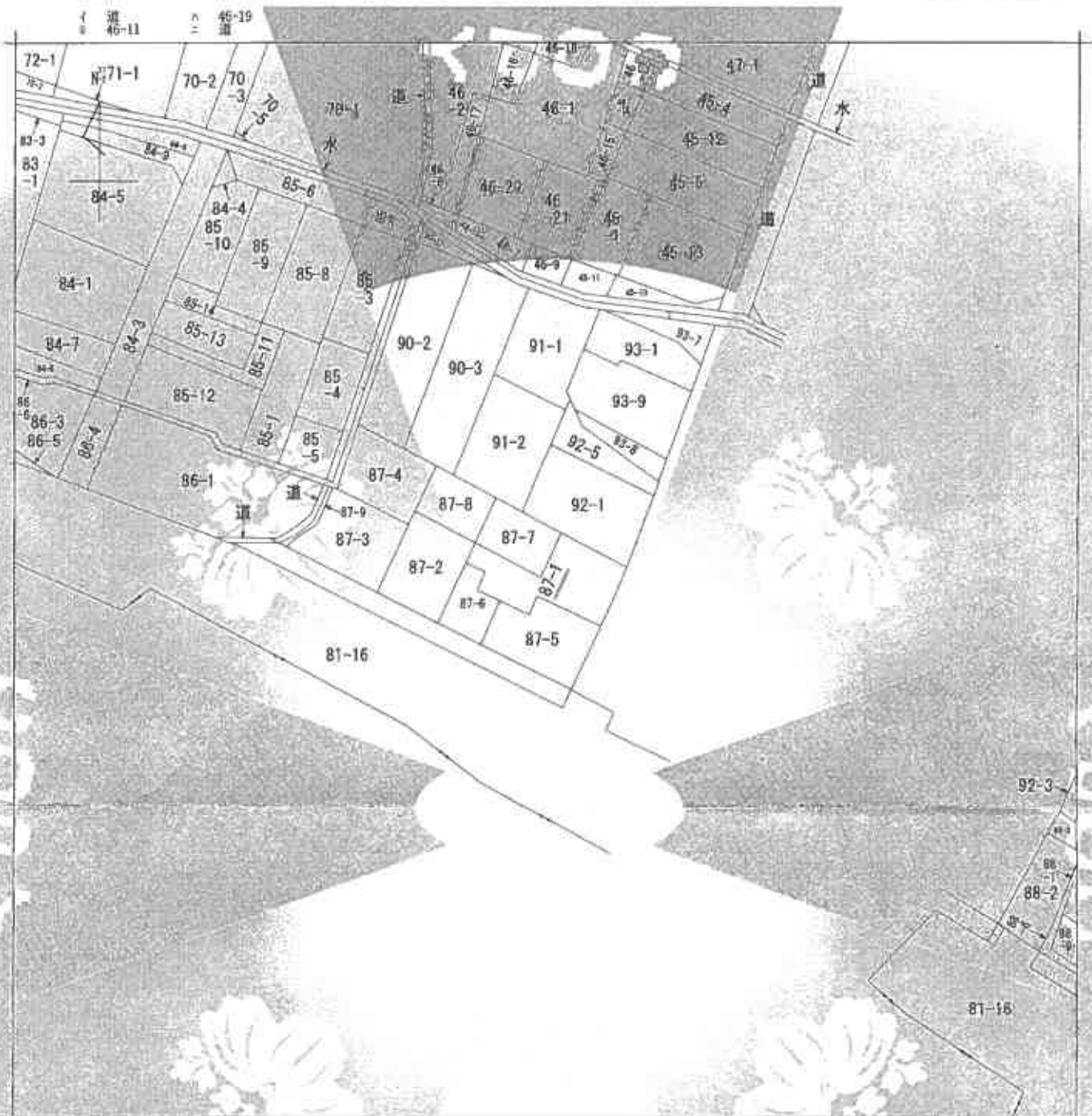
以 上

位置図



公図写し

A3をA4に縮小



(注) 地図に準ずる図面は、土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間、これに代わるものとして備え付けられている図面です。土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。



請求 部 分	所 在 府中市府中町字横井				地 番 87番1		
出 力 縮 尺	縮尺不明	精 度 区 分	座標系 番号又は 記号	分類	地図に準ずる図面	種類	旧土地台帳附属地図
作 成 年 月 日				備 註 年 月 日 (印)	備 註 年 月 日 (印)		

これは地図に準ずる図面に記録されている内容を説明した図面である。

(広島法務局福山支局管轄)

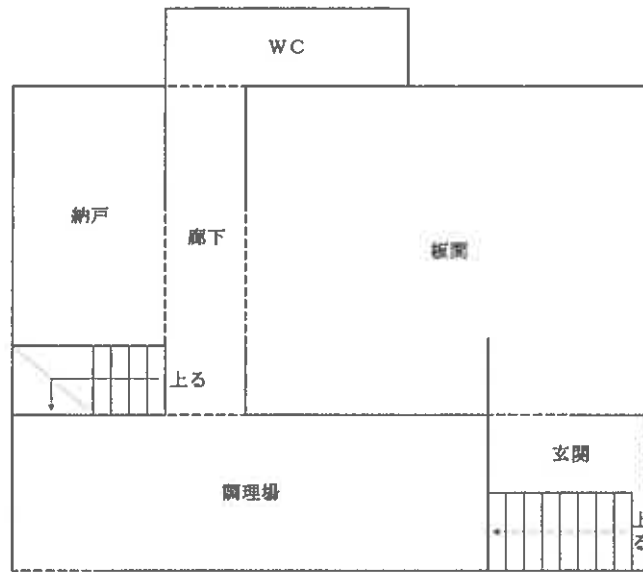
令和7年9月17日

岡山地方方法務局

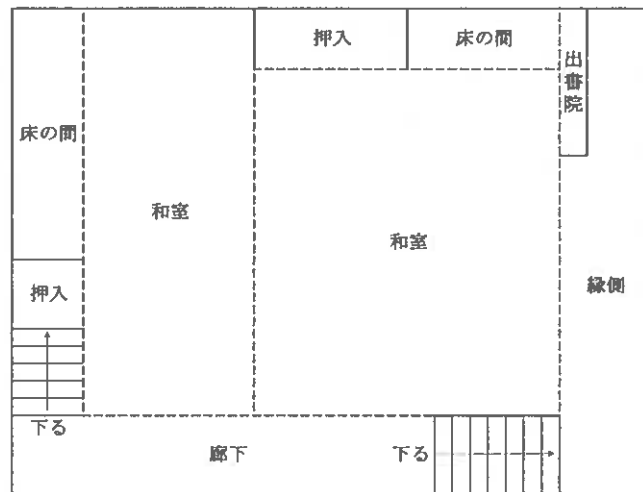
請求番号：4-1

(1/1)

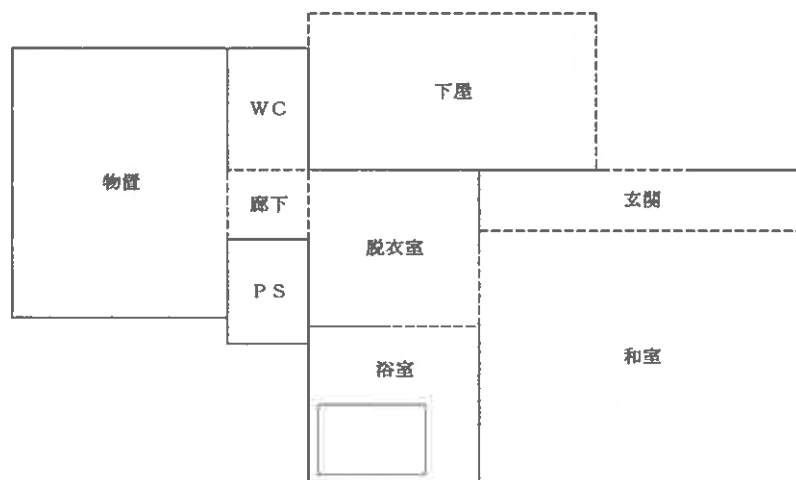
建 物 間 取 図



物件2 主である建物 1 F



物件2 主である建物 2 F



物件2 附属建物符号1 1 F